

入 札 公 告

次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

平成30年11月28日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
総務部長 高橋 宏昌

1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 海洋水産資源開発事業（底びき網（かけまわし）＜日本海北部海域＞）に係る用船
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 自）平成31年 4月 1日
至）平成31年 6月 30日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、用船料1ヶ月分には相当する金額を記載するこ
と。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（当
に当該金額の100分の8に相当する額は、その端数を切り
該金額に1円未満の数を落札価格とす、その入札者は、消費
税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者
るかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100
に相当する金額を入札書に記載するこ

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。ただし、地方公共団体を除く。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書の交付を受けること。
① 直接交付 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3
国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター開発業務課支援係
電話 045-227-2728
FAX 045-227-2705
② 郵送による交付 封書に「海洋水産資源開発事業（底びき網（かけまわし）＜日本海北部海域＞）に係る用船入札説明書希望」と記入し、返信用封筒（角2）に400円切手を貼付し、上記①あて郵送のこと。
③ メールによる交付 任意書式に「海洋水産資源開発事業（底びき網（かけまわし）＜日本海北部海域＞）に係る用船入札説明書」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関し質疑がある場合には、平成31年1月25日までに上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して

- (2) 公表する情報
 上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
- ① 当機構の役員経歴者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
 - ② 当機構との間の取引高
 - ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
 - ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

- (3) 当機構に提供していただく情報
- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
 - ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

- (4) 公表日
 契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

- (5) その他
 当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。
 なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

10. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL: http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

用船仕様書

1. 調査名：海洋水産資源開発事業（底びき網（かけまわし）〈日本海北部海域〉）

2. 調査目的・概要

かけまわし漁法の底びき網漁業を対象に、船上作業の効率改善や製品の品質向上を企図した既存漁具の改良や収益性改善に向けた単価向上に向けた取り組みを行い、本漁業の持続可能な経営を実現するための手法を検討する。

3. 調査項目

（1）既存の混獲回避漁具の改良

船上作業の妨げや漁獲製品の品質低下を引き起こすクモヒトデ類や泥などに代表する不要物のコッドエンドへの入網を低減するための混獲回避漁具の改良を行う。既存の混獲回避漁具を基本として、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下、「機構」という。）が用意する網地等の資材を用いて、調査員指示のもと乗組員が本調査に使用する漁具を仕立て直す。使用する既存の混獲回避漁具は機構が用意する。

（2）操業調査および漁具の改良

上記により仕立てた混獲回避漁具を実操業で使用し、操業効率の改善や漁獲物の品質向上の効果を確認するためのデータを取得する。なお、用船した漁船が通常操業で使用する漁具を本調査で使用する場合がある。入出港・漁場までの往復航海にかかる操船、操業作業及び漁獲物の選別等の船上での通常作業は乗組員が行う。また、必要に応じて適宜漁具の改良や修理を行い、混獲回避漁具の効果の向上を図る。漁具改良に当たっては、乗組員と調査員相談の上、調査員が改良案を作成し、それに基づき乗組員が漁具の改良を行う。

（3）漁具挙動の把握

混獲回避漁具の基礎的な性能及び混獲回避効果を確認するために、漁具挙動の把握を行う。漁具挙動の把握は、機構が用意する各種計測機器を用いて、漁具全体に掛かる張力、網の動き方、沈降速度及び網口高さ等の計測や水中カメラを用いて漁獲物の入網状況等を観察する。漁具挙動の把握に係る計器の設置は調査員あるいは調査員指示のもと乗組員が行う。

（4）入網物の測定

混獲回避の効果を確認するための漁獲物の測定を行ってデータを取得する。漁獲物の種組成、個体数及びサイズ組成等を把握するための作業は調査員が中心に行い、必要に応じて乗組員はこれを補助する。漁獲物の測定に必要な機材一式は機構が用意する。

(5) 漁獲物の鮮度管理の高度化および新たな製品形態の試験および販売

水揚げ製品の単価向上を企図して、漁獲物の鮮度管理の高度化の一環として、初期冷却による品質管理を行う。また、新たな製品形態の試験および販売を行うために、活魚状態で保管するための冷海水および海水氷の作製や活魚の管理等を船上で実施する。船上における一連の作業は調査員と乗組員で行い、必要な資材等は機構が用意する。

(6) 船上作業の撮影

用船期間中の操業状況および漁獲物の選別状況を映像で記録するために、船上に複数のビデオカメラを設置する。船上作業の撮影に使用する機材は機構が用意し、機材の取り付け、データ保存等は調査員が行う。

4. 船舶要目

(1) 漁業種類 沖合底びき網漁業

(2) 航海能力 2日以上の無寄港航海が可能であること。

(3) 総トン数 28トン以上38トン未満

(4) 漁労設備 かけまわし用の底びき網漁具一式を備えていること。
(浅場用と深場用の網をそれぞれ1つ以上含む)

(5) 付帯設備

1) 航海及び漁労計器等：GPS，レーダー，魚群探知機を備えていること。

2) 作業場所等：調査員が毎日のデータ処理のため優先的に使用可能な作業場所を有すること。

3) 電源：調査に使用する機器類に使用するための交流100Vの電源を有すること。

4) その他有ることが望ましい設備等（ただし、必須条件とはしない）：ドップラー潮流計，表面水温計，海水冷却装置，海水殺菌装置を備えていることが望ましい。

(6) その他

1) 最大搭載人員中に、その他乗組員として2名以上を含むことができること。

2) 本船は、以上の要件のほか、法令で定められた設備は勿論、調査運行に支障を来さない相当の設備及び付属品を備え、かつこれらが維持管理されていること。

5. 乗組員

(1) 乗組員数は5名以上とし、漁労長、船長及び機関長に加え、かけまわし操業が十分に行える人員を確保しておくこと。

(2) 漁労長は、かけまわし漁法について十分な知識と技量を有すること。

(3) 乗組員の過半数はかけまわし漁業の経験があり、かけまわし漁具作製に関する十分な知識を有すること。

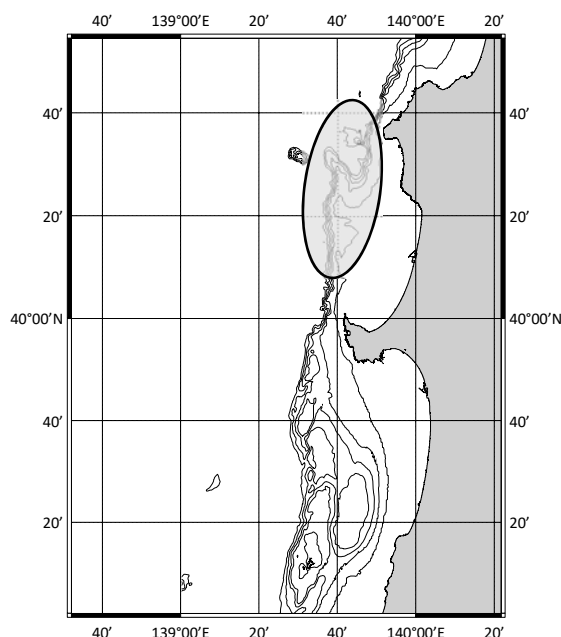
(4) 乗組員は身体頑健にして船上労働に耐えうる者であること。

(5) 出入港時並びに操業中は、恒常的にライフジャケットを着用すること。

6. 用船期間及び調査日程

- (1) 用船期間 平成31年4月1日(月)～平成31年6月30日(日)
- (2) 調査日程 平成31年4月1日 用船開始
平成31年6月30日 用船解除

7. 調査海域：日本海北部海域



8. 担当研究所：開発調査センター

9. 船舶に搭載するコンピューターまたは乗組員の使用するコンピューター及び電磁的記録媒体のセキュリティーチェック

- (1) 船舶に積載する一切のコンピューター及び電磁的記録媒体については、用船開始時又は寄港地からの出港時にセキュリティーチェック（コンピューターウイルスの排除処理）を行うこと。
- (2) 上記(1)のチェックは、契約者または乗組員が用意した最新のウイルスに対応した検知・排除用のデータに基づいて行うか、調査員が用意するウイルスチェック用のソフトウェア（注）の何れかで行うこと。

（注）調査員は、マイクロソフト社の【Microsoft Security Essentials】を持参する予定であるが、このソフトウェアに起因する故障やデータの破損等については、一切、機構では保障しない。したがって、契約者または乗組員がセキュリティーチ

チェックを行うことが望ましい。

10. その他

- (1) 詳細については担当職員の指示に従うこと。
- (2) 運航に関する事項については、本仕様書に定めるもののほか、別添「調査船用船仕様書」によるものとする。
- (3) 用船契約期間中に消費した燃油は機構が別途供給するものとする。